

★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

## INDEX



- お知らせ
- ・令和3年度介護報酬改定等について
- ・令和3年度訪問看護にかかる支援策について
- ・介護人材関連事業について
- ・研修期間中の代替職員を派遣します
- ・令和3年度介護人材確保対策事業の実施について(事業者募集)
- ・令和3年度介護職員(等特定)処遇改善計画書の提出について

令和3年4月1日発行 第201号

### お知らせ

#### ○ 令和3年度介護報酬改定等について

令和3年度介護報酬改定等に係る、人員、設備及び運営に関する基準の改正や、新設又は改正された加算等の届出、改定等に関するQ&A等について、以下のURLに最新情報を掲載しておりますので、ご確認ください。

東京都福祉保健局 > 高齢者 > 介護保険 > 東京都介護サービス情報

> 令和3年度介護報酬改定等について

[https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/reiwa3\\_hoshukaitei.html](https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/reiwa3_hoshukaitei.html)

## ○令和3年度 訪問看護にかかる支援策について

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、令和3年度も東京都訪問看護推進総合事業として、補助金事業や研修事業などを実施します。

各事業の詳細や、募集等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

## &lt;令和3年度東京都訪問看護推進総合事業&gt;

	事業名	申請期限等
補助金事業	(1) 認定看護師資格取得支援事業 (対象分野: 訪問看護、皮膚排泄ケア、認知症看護、緩和ケア)	<b>9月30日(木)必着</b> ただし、 <u>上記締切日を過ぎた後に受験する対象分野に係る教育課程の募集要項等が発表された場合等は、入学試験日の前月10日までに、都担当者まで連絡の上、申請すること。</u>
	(2) 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業	<b>5月31日(月)必着</b> ただし、 <u>上記締切日を過ぎた後に開設したステーション等は、事務職員を雇用しようとする月の前月10日までに、都担当者まで連絡の上、申請すること。</u>
	(3)-ア 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業 <研修代替職員確保への支援>	<b>5月31日(月)必着</b> ただし、 <u>上記締切日を過ぎた後に開設したステーション等は、研修を始めようとする月の前月10日までに、都担当者まで連絡の上、申請すること。</u>
	(3)-イ 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業 <産休・育休・介休取得時の代替職員確保への支援>	<b>5月31日(月)必着</b> ただし、 <u>上記締切日を過ぎた後に看護職員が産休等で休業することになったステーション等は、代替職員を任用しようとする月の前月10日までに、都担当者まで連絡の上、申請すること。</u>
	(4) 新任訪問看護師(★)育成支援事業 ※補助金を活用するためには、管理者指導者育成研修の「育成定着推進コース」の修了が要件です。 ★ <u>新卒に限らず、訪問看護が未経験であれば対象です。</u>	<b>4月22日(木)必着</b> ※具体的な採用見込みがなくても、今年度に補助金活用を希望する場合は、期限内に必ず申請してください。 また、「育成定着推進コース」の申込みも行ってください。
その他の取組	東京都訪問看護教育ステーション	<b>申込受付中!</b> 各教育ステーションへ直接申込ください
	管理者指導者育成研修 ※(公財)東京都福祉保健財団に委託して実施します。	(1) <b>【新規】育成定着推進コース</b> <b>申込締切 4月26日(月)(予定)</b> (2)その他コース 11月~12月頃実施予定  詳細は別途各ステーションへご案内

	いたします
訪問看護師オンデマンド研修事業	<p>★eラーニング【配信中】</p> <p>申込は、以下ホームページから ↓</p> <p><a href="https://tokyohoukan-st.jp/ondemand.html">https://tokyohoukan-st.jp/ondemand.html</a></p> <p>★相談受付実施中！</p> <p>※対象者は条件があります。詳細はホームページをご覧ください。</p>
訪問看護人材確保事業	詳細は別途ご案内いたします

※10日が、土曜日、日曜日、国民の祝日等の閉庁日に当たる場合は、翌開庁日までとします。  
また、申込状況に応じて最終期限を設ける予定です。

【ホームページ】東京都福祉保健局＞高齢者＞介護保険＞訪問看護推進総合事業  
(<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/>)

【お問合せ先】

 東京都訪問看護推進総合事業

在宅支援課 介護医療連携推進担当 TEL03-5320-4216 FAX03-5388-1395

## ○ 介護人材関連事業について

お知らせ

東京都福祉保健局高齢社会対策部では、介護人材の確保、育成及び定着に向けた総合的な取組を行っております。

令和3年度の各事業の詳細や、募集等の最新情報は、随時東京都ホームページ等にてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

### ◇人材関連事業一覧はこちら

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/jinzai.html>

### ◇各事業の詳細(目的別)はこちら

#### 介護人材を確保したい・介護の職場で働きたい

介護人材確保対策事業

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigojinzaikakuho.html>

**【拡充】** 介護職員奨学金返済・育成支援事業

<https://www.fukushizaidan.jp/117shougakukin/>

令和3年度は、従来の対象者に加えて、学校等の卒業から5年以上経過した介護業務未経験者についても新たに対象とします。

東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業

<https://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/>

**【新規】** 介護職員の宿舎施設整備支援事業

(ホームページ準備中)

介護職員宿舎の整備を支援することにより、介護人材の確保・定着を図るとともに、施設等による防災の取組を計画的に進め、地域の災害福祉拠点として、災害時の迅速な対応を推進します。

**【拡充】** 外国人介護従事者受入れ環境整備等事業

<https://www.fukushizaidan.jp/122gaikokujin/>

令和3年度は従来の事業内容に加えて、新たに、外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組を支援します。

#### 介護人材の定着を図りたい・労働環境の改善をしたい

**【新規】** 介護現場改革促進事業

(ホームページ準備中)

介護ニーズの増加が見込まれる中、質の高い介護サービスを提供できるよう、デジタル機器及び次世代介護機器の導入並びに、キャリアパスの導入等の人材育成の仕組みづくり等を支援することで、生産性向上に取り組む事業者を支援していきます。

**【新規】** 介護現場におけるハラスメント対策事業

(ホームページ準備中)

利用者やその家族からのハラスメント対策の普及・啓発に加え、介護現場におけるハラスメント相談窓

口の設置等により、介護職員の働きやすい職場環境づくりを支援します。

東京都介護職員キャリアパス導入促進事業  
(ホームページ準備中)

介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業  
[https://www.tokyosr.jp/fukushikaigo\\_syoguukaizenkasan/](https://www.tokyosr.jp/fukushikaigo_syoguukaizenkasan/)

**【拡充】** 外国人介護従事者受入れ環境整備等事業 「再掲」  
<https://www.fukushizaidan.jp/122gaikokujin/>

令和3年度は従来の事業内容に加えて、新たに、外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組を支援します。

### 介護人材のスキルアップを図りたい

現任介護職員資格取得支援事業  
<https://www.fukushizaidan.jp/103genninkaigo/>

代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業  
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/daitai.html>

介護職員スキルアップ研修  
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigokennsyuu/kaigosyokuinnsukiruappu.html>

喀痰吸引等（たんの吸引等）の制度について  
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/tankyuuin.html>

暮らしの場における看取り支援事業  
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisaku/kurasinobamitorisien/index.html>

## ○ 研修期間中の代替職員を派遣します

都では、都内の介護保険事業所等で働く介護職員等が研修を受講する場合、都で委託した人材派遣会社から代替職員を派遣します。

ご利用を希望する場合は、下記の委託会社へお問合せください。

なお、相談料、申込料、派遣料などは無料ですが、代替職員については、都予算や派遣職員の登録状況により、ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

《代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業》

### 【対象研修】

介護職員等によるたんの吸引等のための研修、介護福祉士養成のための実務者研修、国、都、区市町村又は事業者団体等が実施する介護従事者向け研修等

※同一事由による各種助成金とは併給できませんので、ご注意ください。

### 【対象事業所】

介護保険施設、指定居宅サービス事業所、指定介護予防サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等

### 【派遣期間】

研修に参加する時間数の4倍まで派遣可能。

原則として所属職員が対象研修に参加する期間が含まれているものとします。

### 【対象職種】

介護職員、サービス提供責任者、生活相談員、介護支援専門員

### 【申込・問合せ先】

株式会社シグマスタッフ 本社メディカルケア事業部

電話 0120-921-123(フリーダイヤル)

HP <https://www.sigma-staff.co.jp/>

### 【東京都所管課】

高齢社会対策部介護保険課介護人材担当 TEL 03-5320-4267

## ○令和3年度介護人材確保対策事業の実施について(事業者募集)

お知らせ

「介護人材確保対策事業」は、「職場体験事業」「介護職員資格取得支援事業」「介護職員就業促進事業」の3事業の総称です。本事業を今年度も実施しますので、ご協力いただける都内の介護事業所及び研修機関を募集します。

**※「職場体験事業」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、事業開始を延期します。  
事業の実施については改めてご案内します。**

### 【介護職員資格取得支援事業】

就職先の選択肢を拡大するほか、将来の介護人材を育成することを目的として、無料の介護職員初任者研修又は生活援助従事者研修を開講し、資格取得を支援します。

本事業の対象に決定した研修機関には、研修修了人数に応じて、費用が支払われます。

### 【介護職員就業促進事業】

介護分野への人材確保及び育成を図ることを目的として、介護業務への就労を希望する離職者等を介護事業所等で雇用しながら、介護職員初任者研修、実務者研修又は生活援助従事者研修の資格取得を支援します。

本事業の対象に決定した介護事業者には、雇用者の雇用期間中の賃金や研修受講等にかかる費用の一部を委託料として東京都が負担します。

### 〔令和3年度 主な変更点〕

**・就業促進事業を受託するにあたって必須としていた職場体験事業の受入事業所としての登録は不要となります。**

### 〔応募期間〕

4月2日(金曜日)～4月15日(木曜日)正午 《必着》

### 〔応募方法〕

本事業の業務委託先である東京都福祉人材センターに直接お申し込みください。

**※事業の申請様式等事業の詳細については、東京都福祉人材センターのホームページをご確認ください。**

### 【東京都福祉人材センターホームページ】

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/jinzai/kaigojinzaikakuho.html>

### 【東京都福祉保健局ホームページ】

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigojinzaikakuho.html>

【お問合せ先】高齢社会対策部介護保険課介護人材担当 TEL 03-5320-4267

東京都福祉人材センター TEL 03-5211-2910



## ○令和3年度介護職員(等特定)処遇改善計画書の提出について

お知らせ

令和3年4月から介護職員(等特定)処遇改善加算を算定する場合は、令和3年度介護職員(等特定)処遇改善計画書を令和3年4月15日(木曜日)【期限必着】までに御提出ください。

### 【対象】

- ・ 令和2年度に介護職員処遇改善加算(及び介護職員等特定処遇改善加算)を取得しており、令和3年度も引き続き加算を算定する法人(年度更新)
- ・ 令和3年4月以降、初めて介護職員処遇改善加算または介護職員等特定処遇改善加算を取得する法人(新規申請)

東京都提出分の計画書様式、記載方法等につきましては、下記ホームページに掲載しています。

【東京都福祉保健局ホームページ】→高齢者>介護保険>介護職員処遇改善加算(現行加算及び新加算)について(<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/shogu/index.html>)

【提出先】提出は原則メールにて受け付けます。

・メールアドレス: [mbx\\_ksk@section.metro.tokyo.jp](mailto:mbx_ksk@section.metro.tokyo.jp)

※メール提出の場合、Excelファイル名を「適用開始月\_法人名\_令和3年度介護職員処遇改善計画書」としてください(例:「4月\_都庁ケアサービス\_令和3年度介護職員処遇改善計画書」)。

※メール又は郵送いずれか一つの方法でご提出ください(重複してご提出しないようご注意ください)。両方可能であればメールでご提出ください。

※提出はExcel形式でお願いします(PDF不可)。

※様式の数式等は変更せずにご使用ください。

・(メールでの提出が困難な場合)郵送先

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎26 階

東京都福祉保健局高齢社会対策部 介護保険課 介護職員処遇改善加算担当あて

【お問合せ先】介護保険課 介護職員処遇改善加算担当

TEL: 03-5320-4305または03-5320-4343

FAX: 03-5388-1425

※受付時間: 平日9時00分~17時30分(12時00分~13時00分を除く)

【加算取得に向けた支援のご案内】

### ◆社会保険労務士による加算取得に向けた書類作成等の支援を実施します！

●介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業において、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の取得に向けた書類作成等に係る個別の指導・助言を行います。

●「介護職員処遇改善加算のより上位の区分を取得したい」、「介護職員等特定処遇改善加算を取得したい」などといった都内介護サービス事業所様は、是非ご利用ください。電話や訪問による相談を、社会保険労務士が無料で行います。

【介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業に関する問合せ先】

東京都社会保険労務士会

[URL] [https://www.tokyosr.jp/fukushikaigo\\_syoguukaizenkasan/](https://www.tokyosr.jp/fukushikaigo_syoguukaizenkasan/)

※上記HPIにて、令和3年度の事業について順次ご案内予定です。

[電話相談・訪問予約はこちらから]

「処遇改善加算相談窓口」フリーダイヤル 0120-179-117



---

【編集兼発行】東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課  
TEL 03-5320-4292、FAX 03-5388-1395